會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號 四 第

卷六十第

行酸日一月四年二十正大

叢

神

納税義務者こしての内藏

正

雄

戸

事實さしての君主の納税義務(一不課税の實例二課税の實例A直接税B間接税で地方税)

第二段

理論より見たる君主の納税義務

緒言(研究の日的)

D、國民感情に存すミの既上君主の權威の爲めミいふ說下君主即ち國家なる故さの說G。國權擔當者さして國權より捕捉され 兢き不課税さすべしこの説[]課税の理由A.地方財政に於ける困難及地方間の不公平B.國家財政の不利し競爭者たる人民の の説氏王有財産が王室費の代りさして双は君主より國家へ財産提供の報償さして不課税さすさの説上特定財産又は数目に ざるもの故さの説[1]主權の派生さして常然也さの説[1]君主は保護を受くるものに非る故さの説[]皇室費の不十分なる故さ 君主の國稅義務(一不課稅の理由:反駁A負明さいふ說B永き時の慣例に属すさいふ說C敬意を奏する所以さいふ說

納税義務者ミしての内臓

第十六卷 (第四號

不利D者主財産の經濟上E宮内吏員の濫用F一部人民に於ける印象G一部人民に於ける脱稅動機H私的關係のものミして

五八三

三質現の方法)

其二 君主の地方税義務

結論(全文の要旨)

言

緒

居る。 出來ぬとも見ゆるが(註二)、倂し時勢の進展は人心に微妙なる變化を與へて、 に外國流にいへば納税義務者としての君主といふことである。我邦にて斯かる見出を出すことが の有ちたる場合に為すべかりし給付を爲さぬときに、之に對し疑問又は不滿をいだく者を生じて にのみ考案せずして、 問題となるとしても、 或は不穩當かと考へて麦題の如くにした。或は又納稅義務者としての君主といふことは外國では に見て不當としても、少くとも理智の發達した近代人の頭に浮み得ることである以上は、人をし るが、私は冷靜に考へて之を不問に附してはならぬと考ふる。夫の疑問不滿が假令歷史的道義的 題して納稅義務者としての内藏といふ。人をして題意の何邊にあるやを疑はしめやうが、卒直 そんな考が心得違の甚しいもの故、問題にすべきものでないといふて仕舞へば其までゞあ 日本の如き特殊の 理性的論理的にも批判せしめ、其結果として内藏が財産を有ち、其が私人 皇室を有つ國では問題とならぬ、 事物を歴史的道義的 想像だもすることが

て萬が一にも斯かる考を起さしめずして、 皇室をして真に正義と愛との權化なりとして崇敬愛

慕の的とならしむるやうの處置を講するのが當局者の爲すべきことゝ思ふ。之を不問に附するに

於ては累を 皇室に及ぼす。そして之を考慮するこいへば、内藏所屬の財産につき租稅に相當すべ

き之に代るべき下賜金を國又は地方團體に交付するのである。

若も此が行はれたならば

御上さ

今日

此の如しといふことゝなつて、啻に 皇室の窓嚴を彌が上にも増加するのみならず、 私は敢て其仔細を 語らうと 思

Š する以上、 く弛解したる納稅道義必を作興するに於て大功があらうと 思ふ。 私は此の文を公にするに就いては或は忌憚に觸れ 知 つて言はざるは不忠であると信じたに因り、 はせぬ 言ふが爲めの故の不忠の罪を覺悟 かって 躊躇したが、事の私の領分に屬

之を敢てする。 言餴には最善の注意を拂つたが、

尙は過なきを保し難い。

受けざるべからざるの

制裁は固より辭しないけれごも、 (註一)日本にてばかりでなく、外國にても君主の納稅義務は問題にならぬこの意見がある。例之、ツアハリェーが、 人格者については、法律上全く其租税義務に就き隨ふて租税気除につき語らるく能はずこいふた。 情狀により許さるべきだけの寬恕は之を乞ふ者である。 國君てふ

段 事實としての君主の納稅義務

第

納税義務者さしての内臓 -君主の 納 税義務については課否双方の質例が (第四號 ある。 本來、 五八五 租 一税には租税 般

不課税の實例

叢

1) Nöldeke. Die Steuerfreiheit der Bundesfürsten im Deutschen 20.

第十六卷

0 原 剘 かぎ あ そして其意味は國內の能力ある人格者はすべて租 税を避く からず といふことで

は啻に國家より 0 むる例 が 少く

(誑二)あるけれごも、 君主の特別地位を考へて之に 一般原則 例外を認

者主に寄與する所の皇室費に於てのみならず、

日本では内臓 Ü は 砌 直 接税を賦課せぬ。 **營業稅は問題となら** が、 所得稅' は明文なく

原則

 \hat{o}

例

外

ゕゞ

認

めら

ā

(註四)。

特に普魯西の如きは明

かに少くとも直接諸税に就いて之

を

認

Ø

t2

ح

君主の私

有財産に於ても

此

쌙

ć も之を課せぬ 内蔵の受くる法人より の配 當所得にも之を課しな V 地租 は御 料地 は 勿論 のこ Ð "ځ

る未成年の皇子及皇太子、 皇族賜邸、 太皇太后、 皇太后、 皇后、 皇太子、 皇太子妃、 皇太孫、 皇太孫妃、 未だ 婚嫁

も御料品には発ぜらるく。 皇太孫の子に 其他、 して未だ婚嫁せざる未成年者た 間接税に於ける負擔の |轉嫁に

す

る

關稅

を得ぬ カ۶ 直 |接税は假令明文はなくとも、 内臓不課税と解して良い . (註六)。

(註二)例之、 H Ъ 3 ± ! ٠. ساد ᆫ Į 今日は課税 般の要求即ち租税能力ある各人は人格の顧慮なく租税を嫌ふここの要求が自明さ思

(駐三)シヤル ij ずるは普國では王室ミホ ろさ کا ッ ケル 及コ D Ιį ッ ツも人的発稅が今尙通例獨逸の君主に存し、往々にして其家族にも存すさいひ、 ンラー 今も倘存する主觀的発稅の例として之を擊げて ኑ は租税 1 " * 般原則の例外さして、 'n レルン家員こであつて、諸の獨逸國に於ける王室発稅の範圍は異るこいふ。 君主及其 ŋ, ル 族の觅税を擧げ、 ン ッ £ ルは塵々に唯尙ほ、 т. 1. ベルル Ŀ 君主の は真の冤稅さして ワグナー 一族の免税が維持 ΙŢ 全く國稅を免 之 池

> Eheberg, Fw. 9 Aufl S. 162-3. Schall, Allgemeine Steuerlehre. (Schönberg, Hb. 4 Aufl. III-L.) S. 2 Conrad, Fw. 2 Aufl, S. 26. Eheberg, a. a. O. S. 163. Heckel, Lehrbud I. S. 166, 182. Gruntzel, Fw. S. 30. Lotz, Fw. S. 267. Wagner, Fw. Aufl, II. S. 399.

る皇族

の所

有地

12

は

死稅

よる

Ł

Ō

は避く

るこ

(**駐四)**ニッチは、國君は到る處に、彼に指定された皇室費につきて冤耽され、國の大部分にては、其私有財産につきても冤**稅**

(註五)普國では、 ン家員の冤税が規定され、補完税たる財産税は之につき所得税法に指定され、隨ふて其免税が之に及ぶ。 相續税につき君主冤税の規定なきも、 實際に此が與へられ、所得稅法には明かに王室及ホー ツカ ルレ

(註六)ザイデルが、 ぬが、其にも拘らず此國の國法上の原則さして認られなくてならぬさいふのは、或は我邦にも常箝まるかも知れない。 バイエルンにつき、 | 國君は凡べての直接税より免税せらるる。此事は憲法にも税法にも明言はされて居ら

二課程の實例

|三||國では明文ある例外の外は、君主と雖も國の直接稅を負ふといふことであり(註也)、或はア A直接税 ―の範圍にては、上にもいふ如くに、 君主冤稅の例が少くないが、 それでも獨逸

トの如きでは、 國君と議會との間に協定があつて、長年間一定した率にて君主の私有財産に

jν

つき課税せられたといふこともあり、 英國と伊太利とでは君主が進んで所得稅を納めて居るといふこともある。 (註八)、獨逸の一九一三年の國防分擔金が君主の財産をも捕 (註九)

(註七)ガユルテンベルヒ、ザクセン、 バーデンにては、國君は主さして王室費に關する法律上の規定によりて各箇の物體につ

|駐八)アンハルトでは、國君さ議會さの協定にて、利益を擧じべく放下された君主の私有財産が、 された率で各箇の税に引かる」を得さいふここである。 いて発税されて居るが、其規定なきだけては國の直接税をも資ふこいふここである。 長き時の間で

(**註九)**コンラードによれば1 英國王ミ伊太利王さは自務的に所得税採用の際に此税に服したこいふここであり、 納税義務者ミしての内臓 (第四號 五

五八七

ワ

ルカーに依

不變的に協定

a. a. O. S.

Nitti, Principes, p. 327. 5) Nöldeke, Nöldeke, a. a. O. S. 24, 7) Lotz, a. a. Nöldeke, a. a. O. S.44. Antoni, Das Steuersubjekte. (Finanz Archiv. 5 4) 6) 8) 9) Jg. II.) S. 419.

れば、英國王はシエヂユールC(公金庫より拂はるるもの)の外は所得稅な拂ふさいふここである。100

して、假りに彼が消費税を賦課さるべき物の生産を爲したりとして之に課稅さるべきやといふに B間接稅-――につき、其の課せられた物を君主が消費するに依りて負ふのはいふまでもなしと

此に課税すといふのが、獨逸での一般の解釋のやうである(註10)。

(註一〇)ヘッケルは、消費税の範圍にても一樣に特定人(國君、外國使節)に關稅及租稅免除が與へらるさいふが、其中の關稅

君が間接税義務ある條件な充たすさきには、例之、彼が國家への消費稅に服する消費物體な買ふさき又は彼が租稅な擔へる の方は其通りであるか、他の消費税については必すしも然らずで、ネルデケに依るこ、事實上、凡べての獨逸各邦では、國 般に認められた所では國王も之に服すさいふこさである。倘ほ關稅に關する國君の覓除の止められたこさもある。ワルカー 物體や生産するさきに、各の臣民と同様の方法にて間接税を排ふさいふここであり、特に普國にても特別明文はないが、

に依るさ、一五二二 _--二三年の獨逸帝國議會の關稅法案では、凡べての人的關稅免除、隨つて皇帝及諸侯の其が止められ

が原則で、特例として之を除外して居るといふべきである(註一)。 ○地方稅-――は君主に発せられる例もあるが、獨逸ではむしろ孰れかといへば之に課稅する方

たさいふこさである。

(**註一一)**チルデケは之につきて次の如くにいふて居る日く、地方税ではむしろ多くの獨逸各邦にて國君な得税する。 aザクセ 兎ゼられない。但しカムラーゲンだけは此限でない。此國の法によればカムラーゲンの支拂義務は國の直接稅義務に係り、 ンでは併し國王は地方税に服せぬ。其に法律が反對規定を爲すからである。bけれごも既にパイエルンでは國王は地方稅を

此國の實際によれば國王が直接國稅を拂ふ義務がないからである。ヴニルテンペルヒ、パーデンでは、原則は國王が地方稅

Conrad, a. a. O. S. 26. Walcker, Fw. S. 29. 10)

O. S. 181, Nöldeke, a. a. O. S. 38, 59. Walcker, a. a. O. S. 11) 29.

中庭、 王室員さホーヘンツオルレルン家員を発除するさ。 は地方税を拂ふ。そして地方の間接税、手敷料及分擔金には國王の爲めの例外規定なく、 .服するこきであるが、法律上特に指定された処税規定がある。誓にては國君は特に法律上の規定にて残除されないさきに 庭園を含め)のみに免税を明定し、其他の土地建物に及ばない。營業税には國王免除の規定なく、地方所得税にては庭園を含め)のみに免税を明定し、其他の土地建物に及ばない。營業税には國王免除の規定なく、地方所得税にては 不動産税にては、王城 (附屬建物

理論 より見た る君主の納税義務

其一 君主の 國 **松義務**

ほ可なり廣く行はれて居るといふて可である。そして其理由は何處にあるかとい 一不課稅の理由と其反駁 上上にい **ふ如く君主不課税といふことは假令反對の例はありとも、** ئد ح 尙

き 積極的 A或は君主に課税せぬをいふことは自明だともいふ(註二)。 根據もあるから、 けれごも後にいふ如く之に課稅

君主が 國家と臣民との 臣民でないから之に課税されぬ 單に自明さのみでは説明として不滿足である。或は此自明とい のが 自明だといふがある(註一三)。 如何にも租税

あるに依つて見れば、 特に恰かも夫の主張を爲す者が他方に 「關係にあるであらうが、 此君主が臣民でないといふこからして直ちに其課 事實として既に臣民以外の外國人、 君主が地方に對して其從屬者とし 統治團

12

課せらるることが

0)

出

發

熊は

とにつき、

て地

納税義務者さしての内臓

を否定することを得ね。

方税を納むるを得るを認むるに於て、 何故に彼が其國家 の從屬者の資格にて納税すべ (第四號 也 五八九 から

> Nöldeke, a. a. O. S. 45 46. 47. 61-2. Kaufmann, Kommunalfinanzen. II. 12) S. 334, 347. Zelle, Städteordnung etc. S. 82.

<u>چ</u> ٽ

第十六卷

かを解するに苦しむ(註一四)。

ざ る 租税免除の排除及租税改革の實行の

(註一一)ザイデルは、 パイエルンにつき人が、基後に於ける直接税に關する立法に於て、

後に、國君の租稅免除を自明さ見做し、隨ふて之を明言しなかつたさいふて居る。

(註一三)ザイテルは、國王が臣民でないから、彼の直接稅冤除を自明であるこして説明して居る。

(註一四)ネルデクは曰く、君主が國の臣民でないのに、其國家的共同團體内に於ける一の法人に過ぎすして、其課稅權が國家 かろゐを得ざゐべからすぇ。 其は君主が私法上の財産主體たるだけにて其地方の從屬者たるが爲めで、其場合には君主は國家権力よりしても、國稅に引 の租税高權の派生に過ぎざる地方團體の從屬者たるここが可能なりや、ザイテルに依れば君主が地方税を拂ひ得るこいふが

ゝ カゞ () のは此発税が歴史的のものだとか永き時以來の慣例に屬するとかいふことによりて説明さる) (註|五)、倂し別にいふ如き課稅の理由もあるといふに於て、飽迄其慣例に捉はれなくては

らぬさいふことはない筈である。 此冤稅理由は强いものではない。

(註一五) ロツツは、 , ろるこさの原則は各國にて憲法が尙未だ存在せざる時代に溯るさいふこさを擧げたさいふこさである。 10 こささなつたからである。そして此特段なる地位が、 最初には其私有財産からして宮内及政府の費用を支排ひ、後此收入の不十分さなぁに及んで租税を補給さして協賛され得ぁ 九一三年の國防分擔金法の帝國議會及其委員會に於ける討議に於て、政府は君主不課税の理由の一さして、國君が免稅 君主の租税特権の説明は第一には歴史的てある。世襲君主國では、 專制時代を通じ、續いて憲法國に留保されたさいふて居る。それから 君主が免税であつた。何さなれば彼が

(C)或は此発稅は國民が君主に對し敬意を表する所以だ、 君主に對して課稅を爲すは無禮だとも

> Nöldeke, a. a. O. S. 24. Nöldeke, a. a. O. S. 33. Nöldeke, a. a. O. S. 33-4. Lotz, a. a. O. S. 267. Nöldeke, a. a. O. S. 22. 18) 14) 15)

p, 何物かを下賜さるゝことにでもなるならば、 が篇と熟考して計畫し、 題とするのは是樣によりては敬意を失すともいへやうが、倂し若も幸にして內藏に於ける責任者 が名譽とせられ、又せられなくてはならぬ時代であつて見れば、 は決して 有つことが名譽とされたこともあるが(註一九)、 ざくいふこさには 敬意を盡した特別な形式を取ることも出來、特に何にも 利益に合するといはなくてはならぬ。尤も更に進んで考ふると、皇室に稅を課したとしても十分 説明せらるゝ(註一六)。或は之に對し全體の利益の爲めには課稅位のこと仕方なしといふ見解もあ 全く内藏を預る所の役人に對し、其役人に就いて取調べの上爲すことヽなるから、御上に失禮な るが(註)七)、其は穩當な解釋ではない。特に我邦では 皇室さへ斯の如しといふことにて各人の納税の念も盛んになつて來やうし、 御名譽のことでもなし、 ならぬともいひ得る(証一八)。 聖斷を仰ぐならば、そして其結果として稅といはずとも、之に代るべき 敬意を献ぐる所以でないとも見らるゝ。特に議會なごより問 如何に 今日ではむしろ之を拂はぬのは不名譽で、 特に甞ては稅を拂はぬことが、 皇室の尊きを人民に臧銘せしむるであらう 皇室に敬意を献ぐることが矢張り全體の 御上に申出づるなざいふのではなく、 内臓に於て税を納められ 即ち冤稅の特典を 特に人民の 拂ふの 皇

(**註一六**)アントニーは曰く、 **網税義務者**さしての内藏 人は往々にして君主には決して直接税を課してはならぬ。何さなれば其免税を主権の意義より結 九 五九一

室に對する敬慕の念は彌が上にも盛んになるであらう。

第十六卷

さいふ主張を爲したさ。 諭せしめざる場合に於て、 其課税に避くべからざる如き君主の財産狀態に立入ることが少くこも不適當旦つ無職であるから

(註一七)アントニーは之を評して、 又は特に鬱業に投下さるるこきに場合であるこいふて居る。の階級又は全階級の利益が之により侵さるるこきに、及侵さるるだけにては出來ない。此が君主の私有財産が内國の不動産 此の如き考察は凡べての場合に正當且つ當然さ認めらゐることは出來ぬ。卽ち臣民の各個

(社一八)アットニーは、各の場合に君主の不動産及醫業の其々の管理が精密なる繚記にて表はされなくてならぬから、 腑が各箇の管理所に就いて、課税の爲めに重要なる事項の報告を求めるこも、君主の私的事情への不忠なる侵入さはいはる腑が各箇の管理所に就いて、課税の爲めに重要なる事項の報告を求めるこも、君主の私的事情への不忠なる侵入さはいはる るこさが出來ねであらうさいふて居る。

(註一九)コーンは、中世の粗なる觀念ミして、貴族の名譽が勇税ミ結付くここを擧ぐ。20]

國民としては感情上何とはなしに之を希望するといふここがある。 法なごで内藏を課税することに定めるのは適當でないといふことになる。つまりむしろ内藏責任 D或は國民の感情が君主免稅を希望すといふことも説明となる。特に我國なごでは此が强 此點からして何うも日本で税

者よりしての自發的の或給付の申出に依ることが最無難である。 尤も外國では今日はむしろ國民

感情上は課税に傾くといふことである(註二0)。 (註一〇)シェフレトは、 / 策上にも理由附けしめないであうさいふて居る。 今日の正義感情も最早要求せず又殆んご堪ゆべからざる君主及其一族の兇税が憲法政策上にも租税政

けれ 17) 18) 19) Antoni. a, a. O. S. 419. Antoni, a. a. O. S. 419. Antoni, a. a. O. S. 419.

Cohn, Fw. S. 252. Schäffle, Steuern. A. $\frac{20}{21}$

て一層の權威を發揚すとも解し得る(註三一)。尤も之を我邦について適用すると、 ごも此納稅と權威とが両立すべからざるものといふのでなく、 人をして誤解せしめて 皇室の權威を傷けることとならぬとはいへない。 君主が納税することに依つて却つ けれごも前にもい 或は動もすれば ふ如

内藏よりの自發的給付といふことになれば此に於て別に支障はなからうと思はるる。

(註二二) デアイフアーは、 なる非難であるさいふて居る。22) 君主が各人民と同様に國家の負擔に引かるることは、君主の威巖と一致せずといふ非難は全く無力

家が 併し國家の自己課稅は實例もあり、 (F) 或は 、君主に課稅することによりて自己課稅となるから避くべきものであるといふ考もある(註三ご)。 君主は 卽ち國家であつて、 國家の化身として國家と離るべからざるの關係にあるに、 理論上にも認めらるべきことであるから、 國家の自己深 税の 团

いひ得べからずして、むしろ君主は國家の一機關と見るが 適當であり、 且つや君主のもつ所の私 Pfeiffer, Staatseinnahmen. II. S. 35.

國家と君主との同一體といふことが必ずしも

故を以て夫の課稅を不當とはいひ難きのみならず、

Ġ, かも 有財産は、彼が を以て國家の自己課稅と解 此見地からしても夫の主張は當らぬ(註三三)。 知れない。 我國に於ける解釋としては 國の機關としてもつのでもなく、 國家の自已課稅も差支なしといふことにて、 君主即ち國家ともいへやうし、 或は此の如きは我邦に適用するとしては不穩當 私人としてもつものと見るのが至當であらうか 其なれば内藏 其課税を辨獲し得る。 の課税

第十六卷 (第四號 五九三

叢

納税義務者さしての内臓

22)

聖上と 其國家と同一と申上げる所の を避くるの穩當也さいふことはある。又我邦に於ける解釋として 少しも差支ないのみならず當然のことだともいひ得る。尤も前にいふ別の根據より納稅といふ名 或は の人格者となつて財産を持ち經濟的活動を爲し得る。此私法上の人格者が納稅するといふことは る御方にて、 一歩進んで 聖上の御賄ひを預る所の内臓とは別で、 其方に對して課税といふこと考ふべからずと解することも出來る。 聖上は人格者ではなくて、神格を備へたまひて國の上に立ち此國を統治せらる 君主と、其下に經濟を司る所の內藏とは觀念上別なりと解して、 聖上の御許に仕へ奉る所の内臓が一の私法上 君主即國家と解したとしても、 **併し此場合にも**

其内藏に對して課税すること妨めらずともいひ得る。

(註二日)一九一三年の國防分擔金法の帝國議會及其委員會に於ける討議に際し、政府が君主不課稅の理由の一ミして、國家の ここである。
ここである。
誤稅高權を含みたる國權の化身ミしての國君の地位より、彼の人格が課稅に服せさることが生ずといふここを擧げたさいふ誤稅高權を含みたる國權の化身ミしての國君の地位より、彼の人格が課稅に服せさることが生ずといふここを擧げたさいふ

(註二三)ロツッは 私有財産より得たものかな區別すべきであるさいひ、ネルテケは、人が君主は國家の機關でなくて、君主は支配者さして國家 上の障碍はない。此場合には國君は其全所得についてではなくて、此が其私的財産より生するだけにて、凡べての直接國稅 君主には維持せしめずさいひ、アントニーは、主權の意味を廣く擴張せざるさきに、所得及階級稅に國君を引くこさに原則 に引入れらるるを得る、郎ち人が君主の所得に於て、此の如きものが國家より憲法上に與へらるるものが(王室費)、又は其 租税負擔の引要に觸與するこさが、主權に反すさいふ常時起つた理由は、近時の國家觀によりて凡べての

の上に立つさいはざるべからざるてきに、そして此が近代の國にも尙行はるるを得るさきに、此國家の君主に對する無能の

説は、 ら課税し能ふかは別問題である。 主権者が其主権者さしての資格にて自ら課税し能はさるだけにては正當であらうが、 ―君主が本來其君主さは區別さるべき國家に對して稅を辨ふここが出來、 |専制國に關する改良された理解によれば、君主は唯だ税法の下に立つ國家の一機關と 其にも拘らず彼が私べさして自 特に國庫と君主金庫とが

私人さしての君主金庫より國庫へ税を拂はしむここは可能さして考ふべきここであるさい

税することが出來ぬといふ見解もある(註三四)。 () 「のは君主は國權の擔當者として國權其のものによりて捕捉さるゝことの出來ね) 併し前にもいふ如く君主が國權其ものと離 ものだ から課 3

も之に代るべき給付を爲すとして見れば差支がない。 とすれば 聖上は國權の擔當者に渡らせたまふが、內臓てふ別の人格者があつて納稅といはずと

らざる關係をもつ外に、

其財産につき私的關係に於ける人格者としての資格を持ち得るし、

(註二四)一九一三年の國防分擔金法の帝國議會及同委員會に於ける討議に除し、 國權の擔當者こして、國權其ものより捕捉せらるゝ能はざるが故に、直接國稅より死除せらるゝここは獨逸國法の一般原則 なりさいふこさを擧げ 政府が君主不課税の理由の 國君が

ことゝし (H) 或 は Ē 君主の不課税と ふを待たぬ所といふ説もあるが いふことは主權の派 生で、 (註二五)、 刑法上の発責の如く明文はなくとも、 倂 し一方、 刑事上の発責のことが 憲 法 當 上に 然

の留保を爲さず、 明文を以て定められつゝ、 隨ふてむしろ課税の可能を承認したものと解するを得る。 君主の租税免除につき何等の明文なき以上は、 君主は此點に 假りに叉歴史的 つき何等 に君

禨

納税義務者こしての内臓

第十六卷

(第四號

Ξ

五九五

24) Lotz, a. a. O. S. 267. Antoni, a. a. O. S. 418. Nöldeke, a. a.

しさして

25) Nöldeke, a. a. O. S. 22.

馧

第十六卷

生といふこさがいひ得べきものでなく(註三穴)、隨ふて之を取去ることの出來ないものといふこと は出來す、合法の手續に依るならば國家又は君主によりて之を廢止し制限することは出來得ない 主免税の特權が存在したとするも、既に國家自ら國家を課稅することある以上、免稅が主權 の派

ものではない(註二七)。 (註二五)此はハムの説である。曰く、晋人の今目の公法の説明の爲めには、歴史的發達に溯ること、舊時の原則及專制君主國

其主權及特に立法權が取去られないで、唯だ彼さの合意によりて制限せられたに止まるから、立憲的君主は、今も尚ほ刑罰 必然には生じない。併し憲法の規定にて主權が言ひ表はされ'そして刑罰及租稅の免除が主權の派生である。其故に立憲國の の見解を引來るここが絕對に要求せらるゝ。そして此に依れば專制君主は主權者さして、彼の立法權さの關係に於て、二の **及租税免除をもつ。勿論、憲法申に、國君不可侵の規定によりて、刑罰免除のみが明言せらるヽ。此よりしては租稅免除が** 人的高檄、卽ち刑法に對しての刑罰免除、稅法に對しての租稅免除を有つた。憲法的君主國への過激に際し、君主よりして

もむさいふ。 結果さして現はるこいひ、シヤル及エーベルヒは、君主の免税は支配する意思の人的代表者さしての君主の地位より辯護せ

すれば滑圭に人税卸ち所得及階級税を課しないこさが例外さしては現はれないで、むしろ單に支配者の地位及機利の必然の

諸國に行けるヽ原則に依れば、主權の自然的性質が人税よりしての君主の冤除を意味し、此觀察點より

君主は死税せらるゝ。各箇の國にて君主が租税を拂ふさも、其は彼の死稅に於ける彼自らの拋棄であるさ(ネルデケに依ろ

こさは結論されぬ。何さなれば此特權が君主の主権の返生さいふこさがいはれないからさいふ。(註二人)ネルデケは、立憲國の君主が租税免除の特權を受くるここを正當さ認めても、此免除が取去るべからざるものさいふ (註二七)ネルテクは、此に主張さたたる租税免除が精々、當時も倘存する君主の特權に止まり、法律に合ふた方法にて之を取

26) Nöldeke, a. a. O. S. 23. Antoni, a. a. O. S. 418. Schall, a. a. O. S. 21 Eheberg, a. a. O. S. 163.

27) Nöldeke, a. a. Q. S. 36.

かこさには、 國家權力の爲めに不可能が存し得ないものであるさい

ある(註三八)。 I) 或 11 君主は 倂 し此説は 人民に對 租税義務を以て保護を受くることに基づ し保護を與ふるも保護を受くるものでな けるも ڊ ه 故 Ó に租 -c 税義務な 其前提自身が問 しさい څ かゞ

つて居るから、 結論 たる此説も亦採ることを得ぬ

į Įį 彼は彼自身の爲めに存しないで、其保護を臣民の全體に與ふるからさいふ。 君主は君主さしこは租税義務があり能はね。 何さなれば彼は之が權利者であるから。 彼は其保護を受

ない。

何となれば、

(J) 或は 方を相當十分になるやうにすべきであつて、其あるが故に直に課稅すべきものを課稅せ 君主不課税亦た止むを得ずさも見らるゝ(註三九)。 君主に對 其私有財産の豐かな處にも當らない(註三○)° 方墳すべき方は相當に増して、 般豫算よりして支出せらるゝ王室費の不十分なることの爲め、 併し其は王室費の豊かなる處には 加之, 王室費の不十分なるだけ 當らない 其代りとして Ü n 7 ح は、 ļ 0) 其 ኤ

勿論我邦に適用するとしては租税といふ名義は避けた上での事で あ

のは宜しくない。

(銀三二)。

居 ろ ^{©30)} (註一九)ロツッは、 義務の實行が維持せらねべきときには、皇室費の引上が避くべからざるものであるさいふこさにて論ぜらるさいひっ Į 人は精々、 今日ではむしろ、皇室獥の決定に於ては租税免除が前提せられる 君主及其一族の莬税の廢止が、王室費及傘金の引上的整理を條件すべきここをいふここを得るさいふて 隨ふて君主の光輝及之こ結付きたる代表 €/ 5± 7

論 蔽 納税転務者さしての の内臓

第十六卷

(第四號

Æ

五九七

28) Nöldeke, a. a. O. S. 36.

Ų,

tz

が

夏

他方出して頂くものは出していたゞ

²⁹⁾ Murhard, Theorie und Politik der Besteuerung, S. 11.

³⁰⁾ Lotz, a. a. O. S. 267. Schäffle, a. a. O. S. 268,

らずさいふ。 (註]||1) ワルカーは、貨幣價値の低下により餘りに低くなつた皇室費を高めるこさは頗る良く辯護せしむるも、夫の特権は然 (註三〇)シェフレーは、此事は特に王室の家族財産の大な處では殆んご十分な理由さはなり得ざるものさいふて居る。31)

のといふ意味を有ち、 (K)或は王室費は不課稅を前提とし、そして王有の特定財産が歷史的に一の王室費に代るべきも) 又は國君が國家に提供したる財産の報償として、君主の手許に殘された

る。 財産の趸稅が與へられたものであるから、 けれごも此は、さる歴史上の根據の存する所にのみ當り、然らざる所には當らない。 **此発稅を維持しなくてはならぬ(註三三)、** といふ論も 叉左樣

のことは時勢の變化と共に改定することも出來、 永久動かすべからざるものとはいふことを得ぬ

(註回11)アントニーは、王室費及君主亜に其一族に任かされたる御料地よりの所得を課税するこさは、此財源の歴史上の發達 べきものであるさいふて居る。 333 當する年金、小道錢さして國家より彼等に法律上與へらるゝものゝ課稅は、王室費の発除を條件するさ同一の理由より解す るな得ぬさいひ、尙特に王族員については、彼等を直接税に引くこさは確かに正當であらう。唯だ此際に 報償なるか、又は此が國費さして認められたる王室費の支出さして定めらるゝ。此故に之に對して今日も國王が租税義務あ に存する理由より決して行はるべきものでない。此は多くは、當て彼等の所有したる、そして今日は國に移されたる土地 國王の王室費に相

課税物件の外に置くも至當であらう。 らるべきことに反對すべき何ものもない(註三三)。 (1 唯だ特定の財産例之、 君主の宮城の如きは國家目的に卽ち公用に用立つものとして覓稅とせ そして皇室費の如きも亦之を國家機關費として

³¹⁾ Schäffle, a. a. O. S. 268,

³²⁾ Walcker, a. a. O. S. 29. 33) Antoni, a. a. O. S. 418-9.

(註川川)シエフレーは、君主の宮城及其他の宮庭建物の爲めに收益税の覓除が認めらるるな得る。 何こなれば此等のものは君

別に彼(人民の競爭を困難さするの故に王耆を課税すべしさいふこさ)ミ矛盾しない。此等の物は君主の地位の光輝を强くす るこさに用立ち、君主に必要にして避くべからざるものである。そして彼が之な自己の方便より建設し能はざるさきには、 主に於て國家目的に用立つからミいひ、アントニーも、國君に屬する王城(附屬建物庭園こ共に)が免税さるるミきに、

いふべきであらうさいふ。國家が彼に此の如きものを提供しなくてはならぬものである。彼な此物體につき課税するここは不當さいふよりは不公正こ國家が彼に此の如きものを提供しなくてはならぬものである。彼な此物體につき課税するここは不當さいふよりは不公正こ

二課税の理由

――次ざに

() 君主をも課税したいといふ説の第一の根據は、之を不課税とするならば、君主の所屬財産

地方間に不公平を生することゝもなる。之を救ふのには君主と雖も私人と同等の課稅を受くるこ

收入を擧ることを得ざらしめて、之を苦しめ、又夫の財産の有無人小が地方により異るが爲めに、

偶々多く存在する地方に於ける地方財政をして、國の課稅が行はれたならば課すべかりし附加

とゝなるのが堅ましいといふ事である。右も我邦に適用するとしては飽迄も租税といふ名は避け

なくてはならぬ。 ことが望ましい。 單に税に代るべきものといふことでなくてはならぬが、 兎も角此があるといふ

理由ではない。

搬

納税義務者さしての内藏

第十六卷

(第四號

亡

五九九

()第二には其不課税が其だけ國家の財政を不利とするといふことである。尤も此點は實は强 君主が國の爲めの大事な機關として、其の爲めの國費の中には皇室費として差出

268. Antoni, a. a.

綸

第十六卷

さるこものこ外に、 君主に對する租税に相當するものが潜在して居る。 此不課稅が隱然たる國費

心さも見られ得るからである。

(註三四)。 べての財産及所得に當るのではないが、少くとも其一部のものには確かに斯の如しと い C第三には其不課税が競爭者たる人民の不利を齎らし得るといふことである。 此は 君 ひ 主 得 0) 凡 る

(註三四)アントニーは、 由より要求されなくてはならぬさいふて居る。ある。之こ異り、國君な營業より生ずるだけでは、公正の理る。之こ異り、國君な營業税、地租家屋税、頂に所得税に引くこさは、所得が不動産及營業より生ずるだけでは、公正の理 の発配は最多く承認され得る。何さなれば君主の私有財産の當該投資は、臣民の反對する利益さ最少き衝突に來るからであ 動産、鬱斃又は其他にて收益な擧げんと努めらるる。之により國君が其臣民と競爭に進むことになる。此際資本利子税より | 國書の私有財産が問題となるだけにては事情が異る。此が收益父は所得を生するさきに、此が常に不

正にするといふことがある。 D第四には君主財産の經理上よりいふも其無稅であるよりは有稅である方が、 其經理を一 層嚴

E次ぎに君主に關する凡べてのものの觅稅が行はるゝさきに、動もすれば君主に奉仕する役人

яĴ うさは思ふが、宮內吏員とて人間であるから、萬が一にも 此の如きことを 生せぬと 保證は の中に恐れ多くも之を濫用するものを生するといふことがある(註三五)。多分我邦などには無から そして其出來た場合に累を 皇室に及ぼすといふことを必配しなくてはならぬ。 出來

(註三五)シェフレーは、消費税(關稅)及市の消費税(瓦斯稅)の免稅は、君主の名を借る所の濫用の爲めに(第三者による濫用)

/むしろ全く廢止すべきものださいふて居る。むしろ全く廢止すべきものださいふて居る。

F此発稅の存在が少くとも新時代の一部の人の頭には良き印象を與へぬといふことで あ

其は我邦に於ては起るべからざることだといふ風にも考へることが出來ぬではないが、 能

し我邦の人とて一人の人間としては左る考を持たぬとは保證が出來ない。

責任ある當局者として

は良く~~考へて見なくてはならぬことである。

(註Ⅲ代)ワルカーは、此特權は輿論より見て、忠義なる保守主義者及自由主義者にも真き印象を與へず、そして急遽主義者及 社會主義者よりしては、反君主的の目的に頗る多く利用され得るさいふて居る。

G 夫の不課税が前記のEFを相待つて、 動もすれば一部の國民に脱稅の動機となり(註三七)、之

と反對に課税又は稅に代るべきものゝ給付によりて、 出來る(註三九)。御上さへ斯の如くに渡らせたまふといふことは納稅道義の普及には甚だ良き結果 般國民の納税を民衆的ならしむることが

を與ふることで 勿論一方 皇室に於かせられて其爲め經濟上御不如意のことゝもならば、 其だ

る けは皇室費の増加を辭すべきでないが、併し他面、 のが宜しくはない かと 恐ながら考へる。 税に當るべきものは 御自發的に 御給付あ

(註三七)フルカーは、夫の特権が貴族及其他の富者を型税特権又は脫稅の方への譃力に誘ふさいふて居る。

(註三八) コンラードは、 (英國及伊太利で國王か自發的に所得稅を納むるここ、なつた爲めに)疑もなく祖稅が大に通俗さな

(第四號

叢

納税義務者さしての内臓

36) Schäffle, a. a. O. S. 268. 37) Walckes, a. a. O. S. 29. 38) Walcker, a. a. O. S. 29.

論

全體が負擔な喜んで引受くるこことなつたといふて唇る。 ※

るを得る(註三九)。 隨ふて此れだけにて課税を受ぐるも當然といび得る。 の機關として之を行ふのではなく、 ()終りに君主が財産を有ち之よりして收入を擧ぐるこいふことは、 單に其君主に奉仕する内藏の責任者が私的干係にて行ふこ見 君主が主權者として又は國 税に代るべきものゝ給付

(註三九)前出註二三參照

は決して不當のことではない。

なる尊敬の標的たるものに課税を遠慮すべきものあるの故に差控ゆるとして、倂し内臓の立場と の一般感情上からしても之が課稅を不穩當とするの觀があらうし、特に日本の 内藏に對し課稅しても良いといはなくてはならぬ(註四○)。けれごも從來永く不課稅であり、 三實現の方法 ――以上いふ如くであるから、皇室費、皇城の如き特殊のものを除きて、一般には 皇室の如き特殊

且つ不課税の弊害及困難もありといふに於て、 逞の徒に乗すべき間隙を見出さしむるの懸念もあり、 しては不課稅に甘んずることが、今日の動もすれば動搖しつゝある社會思想の情勢の下には、不 特に 下賜金として税に代るべきものゝ下付さる そして上にいふ如き内臓課税の根據もあ

ることになれば結構の事を思はるゝ。

(註四0)諸多の學者より肯定されて居る。例之、ムルハルトは、此權威(主權者たる)の受託者たる自然人は齊しく之によりて

Conrad, a. a. 89)

保護せられ、其自身の欲望を有し、 族の免税の特権が、歴史上世襲國の君主所有地經濟より説明すべく、併し貨幣經濟的の法治國にては時代錯誤さなり、 隨ふて國家の資擔によりて分擔金な逃るしこさは出來ないさいひ、 (ルカー ij

君 主及

の存するここは不公正であるからこいひ、ラッは、認められたる原則によれば、國君も其私有財産につき此 のき誹謗せられて、 排除が大に勸むべきであるといひ、 に願すさいひ、プアイフアーも、 コーンは、舊時代の遺物たる君主の発配が多敷民の辯護者よりしては、多くは國民を壓迫するもので、不公正なも 何さなれば政治上の結合の善行に關與し、 此に不完全なる租稅公正の唯 **グルンツエルも近世憲法國では、公正より課税一般が生じ、或租税特権は之こ一致せず** 純所得を有つ各の國家從臨者は當然、擔稅に引かるべく、隨ふて國君もが其私有財 一の逃場こなるさいひ、コツサは、 全部又は一部、 之に歸する所の爲擔を逃るゝ所の自然人及法人 租税一般は物的及人的の凡べての特權 (課税さるべき

其二 君主の地方税義務

産より擧ぐる所の所得につきて然りさい

方税にも準用されることが出來、 して上記、 にも課せらるべしといふならば、 地方税については如何といふに、此は畢竟ずるに國稅高權の派生に外ならずして、 國税に關して説きたる一のFと二のBとの外は、 相當の場合に地方税も亦た課せらるべしていふここを得る。 君主の地方課税を肯定し得ることゝなる。尤も之を我邦に適 | 國税について述べたるものが大體地 國稅 が君主 4

感情上不穏當とする所のものもあるから、 きものが内藏より給付されたならば宜しからうと思ふ。 必ずしも其儘認むることは出來すとし (第四號

六〇三

て

난

めて特別下賜金として稅に代るべ

纑

醬

納税義務者さしての内臓

するさしては、

⁴⁰⁾ Murhard, a. a. O. S. 11. Walcker, a. a. O. S. 29. Gruntzel, a. a. O. S. Cohn, a. a. O. S. 252. Cossa, Fw. S. 59. Rau, Fw. 5 Aufl. I. S. Pfeiffer, a. a. O. S. 35

⁴¹⁾ Nöldeke, a. a. O. S. 46,

論

結

論

内藏よりしての下賜金名義に依る交付といふことが特別例外の場合を別としては大體適切な處置 があらうが、然りとて此儘にして置く爲めに生する幾多の弊害もあるから、此を考へ彼を慮つて、 ではなからうかと恐れながら考ふる次第である。

躊躇すべき程のものでない。唯だ我邦に適用するとしては、强き國民道德叉は感情論からの反對

要之、君主不課稅が必ずしも動かすべからざるものではない。外國であつて見れば之が課稅を